

白山市補助金交付規則

平成17年2月1日

規則第52号

(目的)

第1条 この規則は、法令その他特別の定めのあるもののほか、補助金の交付の申請、決定等に関する基本的事項を規定することにより、補助金に係る予算の執行の適正化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助金 市が交付する給付金で、補助金及び助成金の名称を用いるものをいう。ただし、扶助的性格を有するものを除く。
- (2) 補助事業 補助金の交付の対象となる事務又は事業をいう。
- (3) 補助事業者 補助事業を行う者をいう。

(補助金の交付の申請)

第3条 補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金交付申請書(様式第1号)を、市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 補助事業の計画書
- (2) 補助事業の収支予算書
- (3) 補助事業の実施設計書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める書類

3 市長は、第1項の申請書に記載すべき事項の一部又は前項に規定する添付書類の一部を省略させることができる。

(補助金の交付の決定)

第4条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金の交付が法令、予算等で定めるところに違反しないかどうか等を調査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付の決定をするものとする。

2 市長は、前項の場合において必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。

(補助金の交付の条件)

第 5 条 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するため、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

(1) 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更 (市長が定める軽微な変更を除く。) をする場合においては、市長の承認を受けること。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 前項第 1 号又は第 2 号に規定する市長の承認を受けようとする者は、補助事業変更等承認申請書 (様式第 2 号) を提出しなければならない。

(決定の通知)

第 6 条 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、速やかに補助金交付決定通知書 (様式第 3 号) により、補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第 7 条 補助金の交付の申請をした者は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、通知を受けた日から 15 日以内に申請の取下げをすることができる。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、その期間を延長し、又は短縮することができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(事情変更による決定の取消し等)

第 8 条 市長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 市長が前項の規定により補助金の交付の決定を取り消すことができる場合は、次に掲げる場合に限るものとする。

(1) 天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(2) 補助事業者が、補助事業を遂行するため必要な土地その他の手段を使用することができないこと、又は補助事業に要する経費のうち補助金によってまかなわれる部分以外の部分を負担することができないことその他の理由により補助事業を遂行することができない場合（補助事業者の責めに帰すべき事情による場合を除く。）

3 第6条の規定は、第1項の措置を行った場合について準用する。

（補助事業の遂行）

第9条 補助事業者は、法令の定め並びに補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない、いやしくも補助金の他の用途への使用をしてはならない。

2 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支の状況を明らかにした書類、帳簿等を常に整備しておかななければならない。

（状況報告）

第10条 市長は、必要があると認める場合は、補助事業者から補助事業の遂行の状況に関し、補助事業遂行状況報告書（様式第4号）を提出させることができる。

（補助事業の遂行に関する指示）

第11条 市長は、前条の報告等により、その者の補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを指示することができる。

（実績報告）

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業の成果を記載した補助事業実績報告書（様式第5号）に当該補助事業に係る収支の状況を明らかにした書類を添えて市長に報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第13条 市長は、補助事業の完了又は廃止に係る補助事業の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべ

き補助金の額を確定し、速やかに補助金交付確定通知書（様式第6号）により、その額を補助事業者へ通知するものとする。

2 市長は、次に掲げる場合は、前項の規定にかかわらず、第4条に規定する補助金の交付の決定と併せ補助金の額を確定することができる。

（1） 2年度以上にわたる補助事業であって、その実績に基づき補助金を交付しようとする場合

（2） 当該年度に10日以内の期間において完了する補助事業に対し、その実績に基づき補助金を交付しようとする場合

3 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定及び補助金の額の確定をしたときは、第6条の規定にかかわらず速やかに補助金交付決定及び額の確定通知書（様式第6号の2）により補助金の交付の申請をした者に通知する。

4 第2項の規定により、補助金の交付の決定及び補助金の額の確定をするときは、第5条及び前条の規定の適用はないものとし、第7条の規定の適用については、同条第1項中「前条の規定による通知」とあるのは、「第13条第3項の規定による通知」と読み替えるものとする。

（是正のための措置）

第14条 市長は、補助事業の完了又は廃止に係る補助事業の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に対して指示することができる。

2 第12条の規定は、前項の規定による指示に従って行う補助事業について準用する。

（補助金の交付）

第15条 補助金の交付は、第13条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後請求により行うものとする。ただし、市長が補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、第6条の規定により補助金の交付決定通知をした後に請求により概算払又は前金払をすることができる。

2 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、補助金請求書（様式第7号。補助金の概算払又は前金払を受けているときは、補助金精算請求書とする。）又は補助金概算払（前金払）請求書（様式第8号）を提出しなければならない。

(決定の取消し)

第 16 条 市長は、補助事業者が、補助金を他の用途に使用し、又はその他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他この規則又はこれに基づく市長の措置に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 第 6 条の規定は、第 1 項の規定による取消しをした場合について準用する。

(補助金の返還)

第 17 条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(延滞金)

第 18 条 補助事業者は、補助金の返還を指示され、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年 14.6 パーセント (納期日の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント) の割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

2 前項の場合において、当該返還を要する補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納額は、その納付額を控除した額によるものとする。

3 市長は、第 1 項の場合においてやむを得ない事由があると認めるときは、延滞金を減額し、又は免除することができる。

(財産の処分の制限等)

第 19 条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち次に掲げるものを、市長の承認を受けずに、補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助金の交付の目的及び耐用年数を考慮して市長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

- (1) 不動産及びその附帯設備
- (2) 機械及び重要な器具
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるもの

2 市長は、前項に規定する財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することを承認しようとするときは、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に返還すべきことを命ずることができる。

3 市長は、補助事業の対象となった財産の利用状況について必要に応じ、報告を求め、又は現地調査等を実施するものとする。

(その他)

第20条 この規則に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の松任市補助金交付規則(昭和52年松任市規則第9号)、美川町補助金交付規則(昭和51年美川町規則第6号)、鶴来町補助金交付規則(昭和53年鶴来町規則第3号)、補助金交付規則(昭和46年鳥越村規則第14号)、補助金交付規則(昭和46年河内村規則第14号)、補助金交付規則(昭和46年吉野谷村規則第14号)、補助金交付規則(昭和46年尾口村規則第14号)又は補助金交付規則(昭和46年白峰村規則第14号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

様式第1号(第3条関係)

年 月 日

(あて先) 白山市長

住所(所在地)

(名称)

氏名(代表者氏名)

印

補助金交付申請書

年度において、次のとおり 事業を実施したいので、補助金 円
を交付されたく、白山市補助金交付規則(及び白山市 事業補助金交付要綱)の
規定により関係書類を添えて申請いたします。

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び経費の配分(別紙第1のとおり)
- 3 事業計画の概要(別紙第2のとおり)
- 4 事業実施時期 着手予定 年 月 日
完了予定 年 月 日
- 5 収支予算(別紙第3のとおり)
- 6 その他

様式第2号(第5条関係)

年 月 日

(あて先) 白山市長

住所(所在地)

(名称)

氏名(代表者氏名)

印

補助事業 $\left(\begin{array}{c} \text{変更} \\ \text{中止} \\ \text{廃止} \end{array} \right)$ 承認申請書

年 月 日付け第 号により補助金交付決定の通知があった
事業を次のとおり(変更、中止、廃止)したいので、承認されたく、白山市補助金交付規
則(及び白山市 事業補助金交付要綱)の規定により申請いたします。

- 1 (変更、中止、廃止)の理由
- 2 補助金額 変更前の額 円
変更後の額 円
差引き $\left(\begin{array}{c} \text{追加} \\ \text{減額} \end{array} \right)$ 申請額 円
- 3 変更の内容

(注) 変更前及び変更後の事業の内容及び経費の配分を比較対照できるよう補助金交付
申請書の様式により変更前を赤字又は()書で2段書すること。

様式第4号（第10条関係）

年 月 日

（あて先）白山市長

住所（所在地）

（名称）

氏名（代表者氏名）

印

補助事業遂行状況報告書

年 月 日付け第 号により補助金交付決定の通知があった 事業
の遂行状況について、白山市補助金交付規則（及び白山市 事業補助金交付要綱）
の規定により関係書類を添えて報告いたします。

- 1 事業遂行状況（別紙のとおり）
- 2 その他

様式第5号（第12条関係）

年 月 日

（あて先）白山市長

住所（所在地）

（名称）

氏名（代表者氏名）

印

補助事業実績報告書

年 月 日付け第 号により補助金交付決定の通知があった 事業
を次のとおり実施したので、白山市補助金交付規則（及び白山市 事業補助金交
付要綱）の規定により関係書類を添えて報告いたします。

（注） 関係書類は、市長が別に定めるものを除き、補助金交付申請書の様式に準じて作成すること。

様式第6号(第13条関係)

第 号
年 月 日

住所(所在地)
(名称)
氏名(代表者氏名)

様

白山市長

印

補助金交付確定通知書

年 月 日付け補助事業実績報告書を審査の結果、次の金額を 事業
に対する補助金として確定する。

金

円

様式第6号の2（第13条関係）

第 号
年 月 日

住所（所在地）
（名称）
氏名（代表者氏名） 様

白山市長



補助金交付決定及び額の確定通知書

年 月 日付けで補助申請のあった 事業の補助金については、次の
条件を付して金 円を交付することに決定したので通知する。

- 1 この補助金の交付対象となる補助事業の内容は、年 月 日付け補助金
交付申請書記載のとおりとする。
- 2 補助金は、当該補助事業以外の目的に使用してはならない。
- 3 以上のほか、白山市補助金交付規則の定めに従うこと。

様式第7号(第15条関係)

年 月 日

(あて先) 白山市長

住所(所在地)

(名称)

氏名(代表者氏名)

印

補助金(精算)請求書

年 月 日付け第 号により補助金の額の確定通知があった
補助金として、次の金額を交付されるよう白山市補助金交付規則(及び白山市
業補助金交付要綱)の規定により請求いたします。

事業
事

請求額	円	
内訳 交付決定額		円
(交付済額)		円)
(精算請求額)		円)
(残額)		円)

様式第8号(第15条関係)

年 月 日

(あて先) 白山市長

住所(所在地)

(名称)

氏名(代表者氏名)

印

補助金〔概算払
前金払〕請求書

年 月 日付け第 号により補助金交付決定の通知があった 事業
補助金のうち次の金額を(概算払、前金払)で交付されるよう白山市補助金交付規則(及
び白山市 事業補助金交付要綱)の規定により請求いたします。

請求額	円	
内訳 交付決定額		円
(交付済額		円)
今回請求額		円
残 額		円